

ウ 土砂災害の避難情報発令の判断基準

三重県土砂災害情報提供システム（以下「土砂システム」という。）において、土砂災害危険度情報や土砂災害危険箇所等を確認し、以下の基準に基づいて避難情報を発令します。

【避難情報発令の判断基準】

〔警戒レベル3〕 高齢者等避難	〔警戒レベル4〕 避難指示	〔警戒レベル5〕 緊急安全確保
<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報発表中かつ、土砂システムにおいて土砂災害危険度情報が警戒（赤）となったとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂システムにおいて土砂災害危険度情報が危険（紫）となったとき。 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化・山鳴り・流木の流出など）が確認されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 <p>※消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂システムにおいて土砂災害危険度情報が災害切迫（黒）となったとき。 ・土砂災害が発生したとき。

なお、「〔警戒レベル5〕緊急安全確保」は、人的被害が発生した場合やそれに発展しうる場合

に、可能な範囲で発令するものです。

エ 高潮災害の避難情報発令の判断基準

気象庁が発表する気象警報・注意報、三重県が発表する高潮氾濫発生情報により、的確な避難情報の発令を行うため、次表基準に達した時速やかに本部長に意見具申を行います。

【避難情報発令の判断基準】

〔警戒レベル3〕 高齢者等避難	〔警戒レベル4〕 避難指示	〔警戒レベル5〕 緊急安全確保
<ul style="list-style-type: none"> ・津地方気象台から高潮警報に切り替わる可能性が高い旨が言及された高潮注意報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報又は、高潮特別警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県から高潮氾濫発生情報が発表されたとき。

ウ 土砂災害の避難情報発令の判断基準

津地方気象台が発表する土砂災害に関する情報と合わせて、三重県土砂災害情報提供システム（以下「土砂システム」という。）において、土砂災害危険度情報や土砂災害危険箇所等を確認し、以下の基準に基づいて避難情報を発令します。

【避難情報発令の判断基準】

〔警戒レベル3〕 高齢者等避難	〔警戒レベル4〕 避難指示	〔警戒レベル5〕 緊急安全確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>レベル3土砂災害警報が発表され</u>、土砂システムにおいて土砂災害危険度情報が警戒【<u>レベル3</u>】（赤）<u>相当</u>になったとき。 ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>レベル4土砂災害危険警報が発表され</u>、土砂システムにおいて土砂災害危険度情報が危険【<u>レベル4</u>】（紫）<u>相当</u>になったとき。 ・ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化・山鳴り・流木の流出など）が確認されたとき。 ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 <p>※消防団や職員等による巡視結果や地元からの情報等を踏まえ、判断する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>レベル5土砂災害特別警報が発表され</u>、土砂システムにおいて土砂災害危険度情報が災害切迫【<u>レベル5</u>】（黒）<u>相当</u>になったとき。 ・ 土砂災害が発生したとき。

なお、「〔警戒レベル5〕緊急安全確保」は、人的被害が発生した場合やそれに発展しうる場合

に、可能な範囲で発令するものです。

エ 高潮災害の避難情報発令の判断基準

津地方気象台が発表する高潮に関する情報または三重県が発表する高潮氾濫発生情報により、的確な避難情報の発令を行うため、以下の基準に達した時速やかに避難情報を発令します。

【避難情報発令の判断基準】

〔警戒レベル3〕 高齢者等避難	〔警戒レベル4〕 避難指示	〔警戒レベル5〕 緊急安全確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>レベル3高潮警報が発表され</u>たとき。 ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>レベル4高潮危険警報が発表</u>されたとき。 ・ その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>レベル5高潮特別警報が発表</u>されたとき。 ・ 三重県から高潮氾濫発生情報が発表されたとき・

[風水害時の配備基準及び体制表]

(別表)

	配備体制	配備人員	配備基準
第1配備 (準備体制)	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・各支部の配備計画による人員	1 津市に次の注意報のいずれかが発表された場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 2 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震を除く)又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。
第2配備 (警戒体制)	相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制とします。 特別警報が発表された場合は、既に配備している職員以外は自宅待機とし、各部・各支部からの連絡に備える体制とします。	各部・各支部の配備計画による人員 (特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する)	1 津市に次の警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 (4) 暴風警報 (5) 暴風雪警報 (6) 高潮警報又は、高潮警報に切り替わる可能性が高い旨が言及された高潮注意報 2 津市に次の特別警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 高潮特別警報 (4) 波浪特別警報 (5) 暴風雪特別警報 (6) 大雪特別警報 3 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震を除く)又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。
第3配備 (非常体制)	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制とします。	全職員	市内広域にわたって暴風、豪雨、竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震を除く)又は火災、爆発等の人為的な原因による大規模な災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。

[風水害時の配備基準及び体制表]

(別表)

	配備体制	配備人員	配備基準
第1配備 (準備体制)	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・各支部の配備計画による人員	<p>1 津市に次の注意報のいずれかが発表された場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。 <u>(1) レベル2大雨注意報</u> <u>(2) レベル2氾濫注意報</u> <u>(3) レベル2土砂災害注意報</u> <u>(4) レベル2高潮注意報</u></p> <p>2 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震は別途記載。)又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。</p>
第2配備 (警戒体制)	<p>相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制とします。</p> <p><u>危険警報</u>・特別警報が発表された場合は、既に配備している職員以外は自宅待機とし、各部・各支部からの連絡に備える体制とします。</p>	<p>各部・各支部の配備計画による人員</p> <p><u>(危険警報</u>・特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する)</p>	<p>1 津市に次の警報のいずれかが発表されたとき。 <u>(1) レベル3大雨警報</u> <u>(2) レベル3氾濫警報</u> <u>(3) レベル3土砂災害警報</u> <u>(4) レベル3高潮警報</u> (5) 大雪警報 (6) 暴風警報 (7) 暴風雪警報</p> <p>2 津市に次の危険警報のいずれかが発表されたとき。 <u>(1) レベル4大雨危険警報</u> <u>(2) レベル4氾濫危険警報</u> <u>(3) レベル4土砂災害危険警報</u> <u>(4) レベル4高潮危険警報</u></p> <p>3 津市に次の特別警報のいずれかが発表されたとき。 <u>(1) レベル5大雨特別警報</u> <u>(2) レベル5氾濫特別警報</u> <u>(3) レベル5土砂災害特別警報</u> <u>(4) レベル5高潮特別警報</u> (5) 暴風特別警報 (6) 波浪特別警報 (7) 暴風雪特別警報 (8) 大雪特別警報</p> <p>4 竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震は別途記載。)又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。</p>
第3配備 (非常体制)	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制とします。	全職員	市内広域にわたって暴風、豪雨、竜巻、地すべりその他の異常な自然現象(地震は別途記載。)又は火災、爆発等の人為的な原因による大規模な災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長(本部長・水防管理者)が必要と認めたとき。

イ 消防団配備基準

種別	配 備 内 容	配 備 基 準
第一配備	消防団員は、緊急連絡がとれる体制を確保します。	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>大雨・洪水・高潮</u>・津波注意報が発表され、危険が予想されるとき。 2 豪雨や長雨などにより浸水や山・崖崩れ等のおそれがあり、水防の必要が予想されるとき。
第二配備	<p>消防団員は、自宅又は連絡のとれる場所で待機し、出動体制を確保します。</p> <p>なお、水防等警戒が必要な場合は危険箇所を巡視し、水防の事態が生じた場合は、速やかに活動できる体制とします。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴風、<u>大雨、洪水、高潮</u>、津波警報等が発表されたとき。 2 河川が増水し、警戒又は水防作業の必要があるとき。 3 豪雨や長雨等により浸水や山・崖崩れ等の危険があるとき。 4 気象状況により高潮の危険が予知されるとき。
第三配備	消防団員全員をもって当たり、水防活動を行う体制とします。	<ol style="list-style-type: none"> 1 風水害が発生し又は発生するおそれがあるとき。 2 その他、必要により水防管理者が配備を指令したとき。

イ 消防団配備基準

種別	配 備 内 容	配 備 基 準
第一配備	消防団員は、緊急連絡がとれる体制を確保します。	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>レベル2 氾濫注意報・レベル2 大雨注意報・レベル2 土砂災害注意報・レベル2 高潮注意報・津波注意報</u>が発表され、危険が予想される時。 2 豪雨や長雨などにより浸水や山・崖崩れ等のおそれがあり、水防の必要が予想される時。
第二配備	<p>消防団員は、自宅又は連絡のとれる場所で待機し、出動体制を確保します。</p> <p>なお、水防等警戒が必要な場合は危険箇所を巡視し、水防の事態が生じた場合は、速やかに活動できる体制とします。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴風、<u>レベル3 氾濫警報・レベル3 大雨警報・レベル3 土砂災害警報・レベル3 高潮警報・津波警報</u>等が発表された時。 2 <u>レベル4 氾濫危険警報・レベル4 大雨警危険警報・レベル4 土砂災害危険警報・レベル4 高潮危険警報</u>が発表された時。 3 河川が増水し、警戒又は水防作業の必要がある時。 4 豪雨や長雨等により浸水や山・崖崩れ等の危険がある時。 5 気象状況により高潮の危険が予知される時。
第三配備	消防団員全員をもって当たり、水防活動を行う体制とします。	<ol style="list-style-type: none"> 1 風水害が発生し又は発生するおそれがある時。 2 その他、必要により水防管理者が配備を指令した時。

(イ) 洪水予報の種類と概要

	種 類	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 緊急安全確保発令の判断の参考とする。
	氾濫危険情報	基準点の水位が急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に達したときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難指示を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	氾濫警戒情報	基準点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める判断の参考とする。

(イ) 洪水予報の種類と概要

種 類		概 要
レベル5 氾濫特別警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 緊急安全確保発令の判断の参考とする。
レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険情報	基準点の水位が急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に達したときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難指示を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
レベル3 氾濫警報	氾濫警戒情報	基準点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。
レベル2 氾濫注意報	氾濫注意情報	基準点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める判断の参考とする。